

平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見（別添）をつけて報告します。

平成26年9月5日提出

兵庫県多可郡多可町長 戸田 善規

1 健全化判断比率

(単位：%)

	平成25年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
①実質赤字比率	—	13.79	20.0	
②連結実質赤字比率	—	18.79	30.0	
③実質公債費比率	14.8	25.0	35.0	
④将来負担比率	41.9	350.0		

(備考)

①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載する。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	平成25年度 決 算	経営健全化基準	備 考
下水道事業特別会計	—	20.0	
水道事業特別会計	—	20.0	
簡易水道事業特別会計	—	20.0	
宅地造成事業特別会計	—	20.0	

(備考)

資金不足が生じない場合は、「—」と記載する。